

第88号 山田町復興まちづくり かわら版

発行・編集 山田町役場復興企画課

町有地の利用者を募集します

町では、復興事業で買収した土地の利活用を図るため、利用可能な町有地の利用者を募集します。

応募資格や申込書類等、詳細につきましては、町ホームページまたは町建設課窓口で配布する募集要項をご覧ください。

●公募地の概要

今回の公募地は、国道45号線沿い（北浜町から境田町まで）にある町有地となります。

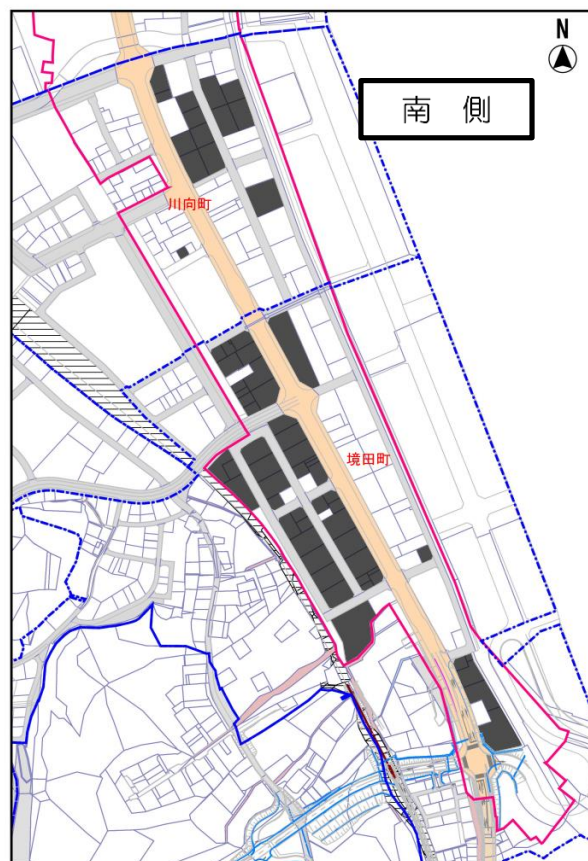
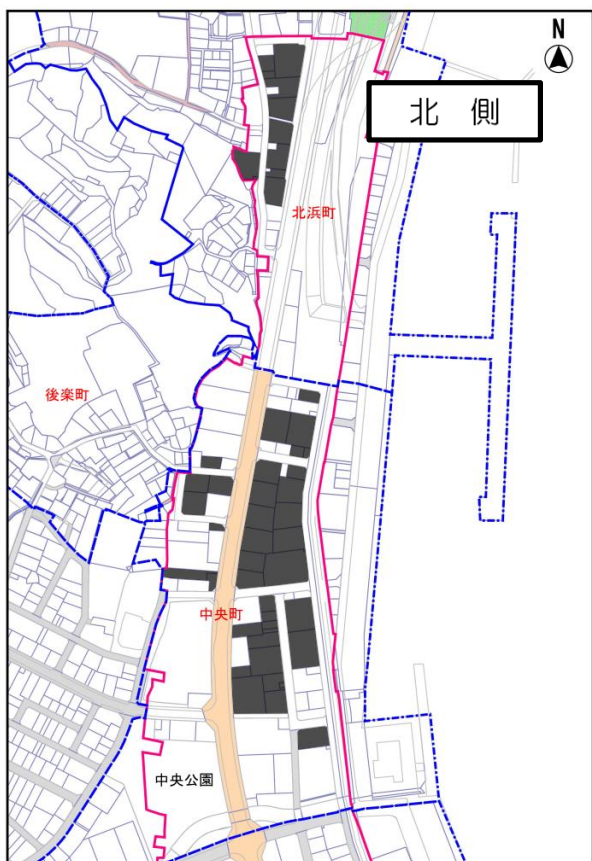
地積、賃料及び契約保証金などの詳細な情報は、募集要項(町ホームページに掲載)をご覧ください。

●**公募期間** 令和2年3月2日（月）～令和2年3月19日（木）

●利用条件及び注意

- ・ 自己利用の方が対象です（貸店舗は可）。
- ・ 居住用には利用することができません。
- ・ 土地は現状での引渡しとなりますので、現地をご確認ください。
- ・ 建物を設置（建設）する場合としない場合で、賃料、契約保証金及び貸付期間の条件が異なります。詳しくは募集要項をご覧ください。

●**位置図** 黒塗りの画地が、今回の公募地になります。



【お問い合わせ】 町建設課 用地チーム ☎0193-82-3111（内線244、248）

【東日本大震災】住宅再建に係る補助制度の申請期限について

◎令和2年12月末までに新居への転居と補助金のご申請を

先月号のかわら版にて加算支援金の申請期限の延長をお知らせいたしましたが、その他住宅再建の補助制度は **令和2年12月末で申請期限が終了します**。特に、住宅を建設・購入し再建する方は、新居への転居、および以下に記載の補助金申請を令和2年12月末までに完了させる必要がありますのでご注意ください。

また、補助制度は、被災時にお住まいだった地区や再建場所によって対象となる制度が異なります。制度によっては、申請タイミングなどが変わってまいりますので、住宅の再建計画を立てる際は、事前に町復興企画課にご確認ください。

一 再建方法ごとの補助制度について

申請のタイミングは事業名の右側にあるA～Cで区分されますのでご注意ください。

- (A) … 住宅の建築請負契約を結びましたら、申請をしてください。
 - (B) … 引越しを行い、住所を新居に異動し、仮設住宅等のカギを返却しましたら申請をしてください。
 - (C) … 利子補給の場合、土地や建物の契約・着工の前に、申請をしてください。
引越し補助の場合、引越しを行う前に、申請をしてください。
- ※ (C) の制度は、着手後や引越し後の申請はできませんのでご注意ください！！！！

●民間賃貸住宅又は災害公営住宅に入居する

		全壊 (半壊解体含む)	大規模半壊
加算支援金 (A) ※民間賃貸住宅のみ	申請受付期限 令和3年3月10日	複数世帯 50万円 単数世帯 37.5万円	
再建住居移転事業 (B)	申請期限 令和2年12月末	10万円 (上限額)	

● 高台住宅団地や購入した土地等に住宅を建設・購入する

		全壊 (半壊解体含む)	大規模半壊
加算支援金 (A)	申請受付期限 令和3年3月10日	複数世帯 200万円 単数世帯 150万円	
住宅再建支援事業 (B)	申請期限 令和2年12月末	複数世帯 200万円 単数世帯 150万円	
住宅再建 支援事業 (追加分) (B)	申請期限 令和2年12月末	複数世帯 100万円 (上限額) 単数世帯 75万円 (上限額)	
住宅自力再建支援事業 (B)	申請期限 令和2年12月末	土地を購入して建設等 100万円 自己所有地に建設等 50万円	
利 子 補 給 復興住宅融資利子補給事業 (B) がけ地近接等危険住宅移転事業 (C) 防災集団移転促進事業 (C)	申請期限 令和2年12月末	被災時にお住まいだった地区や再建する場所、 世帯分離の有無等により、対象となる事業が 異なりますので、再建計画を立てる前に、必ず ご自分の対象制度をご確認いただきますよう、 お願いします。	
生活再建住宅支援事業 (B)	申請期限 令和2年12月末	バリアフリー対応 40万円～90万円 岩手県産材使用 20万円～40万円	
引 越 補 助 再建住居移転事業 (B) がけ地近接等危険住宅移転事業 (C) 防災集団移転促進事業 (C)	申請期限 令和2年12月末	被災時にお住まいだった地区や再建する場所、 世帯分離の有無等により、対象となる事業が 異なりますので、引っ越しをする前に、必ず ご自分の対象制度をご確認いただきますよう、 お願いします。	

一 注意事項について

- 住宅再建支援事業補助金を申請するには、加算支援金の受給が必要です。加算支援金は申請から振り込みまでに2か月程度かかりますので、お早めの申請をおすすめします。
- 今回掲載した補助制度は山田町で再建される方が対象となります。山田町で被災し他市町村で再建される方は、山田町での申請は加算支援金のみとなります。その他補助制度については再建先の市町村でご確認ください。
- 住宅再建支援事業（追加分）及び住宅自力再建者支援事業は、賃貸住宅で被災し、大家都合により解体できない場合は大規模半壊でも補助対象となります。
- 住宅自力再建者支援事業は、復興事業により整備された宅地（高台住宅団地等）に住宅を建設する場合は補助対象外です。

【お問い合わせ】 町復興企画課 被災者再建支援室
☎0193-82-3111（内線371、373、374）

宮古地区被災者相談支援センター山田サブセンターの終了について

令和2年3月31日をもって、宮古地区被災者相談支援センター山田サブセンター（山田町役場復興企画課内）の業務を終了します。4月以降のご相談は、宮古地区被災者相談支援センター（県宮古地区合同庁舎内）でお受けいたします。

【お問い合わせ】 宮古地区被災者相談支援センター ☎0120-935-750

【令和元年台風第19号】 住宅再建のための個別相談を受け付けます

岩手県では、台風で被災された方を対象に、再建についての個別相談を受け付けます。建築士や住宅金融支援機構（住宅ローンについて）など、専門家への相談も可能です。詳しくは下記問い合わせ先にご連絡ください。

●**相談対応受付期限** : 令和2年3月末まで

【お問い合わせ】 一般財団法人岩手県建築住宅センター ☎ 019-652-7744